

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

2021年(令和3年)11月29日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 477	書籍『大日本新典民法 釋義人事編』(抜粋)	写し	明治2 4年6 月15 日	磯部四郎	法律取調報告委員を務めた磯部四郎による旧民法制定直後の解説書における、法律上の婚姻制度を設けた理由についての説明内容。 婚姻について、我が国のこれまでの慣習に委ねるままにすれば、婚姻の有効性の判断や夫婦と私通の区別が困難であり、社会の秩序を乱すなどの弊害があることから、民法で婚姻を規定することが必要であるとの旨が説かれていること(117～118頁)。
甲A 478	講演録「法典ニ就テ」	写し	明治2 7年2 月15 日	梅謙次郎	明治民法の起草者である梅謙次郎が、我が国のこれまでの婚姻及び離婚に関する慣習について、「悪慣習」のあることを指摘して、民法中に婚姻に関する規定を設けて「断然矯正」する必要性を力説していること(81～82頁)。
甲A 479	書籍『概説日本法制 史』(抜粋)	写し	平成3 0年3 月30 日	出口雄一 ほか	明治初頭までは我が国の離婚率が世界トップレベルであり、欧米から高い離婚率について「野蛮」であるとの誹りを受けていたため、文明化を急ぐ明治の創始者たちは離婚をいかに減らすかに大いに腐心していたとされていること(312頁)。
甲A 480	書籍『民法要義卷之 四』(抜粋)	写し	明治3 2年4 月13 日	梅謙次郎	明治民法の起草者である梅謙次郎が、我が国の慣習上は、婚姻と養子縁組がともに「縁組」と称して全く同種の法律行為であると解されてきたが、明治民法では、これらは別種の法律行為とされ、単に「縁組」という場合には養子縁組を意味するものであると説明していること(274～275頁)。
甲A 481	『民法編纂ニ関スル 裁判所及司法官意見 書(上)』(抜粋)	写し	昭和1 6年9 月	日本学術振 興会	旧民法の制定過程において、人事編第1草案に対し、当時のイタリア民法に倣い「身体ノ不能力」を婚姻の無効原因に加えようとする意見が提出されたこと及びその内容(111丁左)。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 482	書籍『家族法〔第3版〕』(抜粋)	写し	2010年3月25日	大村敦志	同書に、「臨終婚」は有効と解する一方「仮想婚」を無効とする判例の整合的説明として、婚姻意思について、「実際に共同生活を継続することが可能であることを前提とした具体的な意思である必要はなく、抽象的な意思で足りるとすれば、臨終婚は有効であるということになる」旨の記述があること(130～131頁)。
甲A 483	書籍『親族法』(抜粋)	写し	昭和36年4月10日	我妻栄	同書に、「人類は、男女の性的結合によって、子孫の増殖をはかり、集団を形成して、外敵と自然の暴威を防いで、その存続・発展を遂げてきた」が、「その起源を探ることは、不可能に近く、その将来をトすることは、夢にひとしい」との記述があること(1頁)。
甲A 484	書籍『親族法講義』(抜粋)	写し	昭和63年4月10日	鈴木禄弥	同書のまえがきに、「抽象的な概念規定や要件・効果の羅列を極力避け、具体的な制度のあり方や機能をまず叙述し〔た〕」との方針が示されていること(1頁)。
甲A 485	書籍『裁判医学提綱前編』(抜粋)	写し	明治21年3月22日	片山国嘉・江口襄	1888年(明治21年)に出版された医学書において、同性愛(反動的陰部感覚)が精神病の一種として取り上げられていること(252～253頁)。
甲A 486	書籍『精神病学集要前編』(抜粋)	写し	明治27年9月14日	呉秀三	1894年(明治27年)に出版された医学書において、同性愛(色情転倒症)が精神病の一種として取り上げられていること(160頁)。

以上